

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	
高知県公安委員会規則	ページ
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	1
◎傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則	2

公安委員会規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第2号

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 南国の項中「13」を「12」に改め、同表計の項中「89」を「88」に改める。

別表第2 の6 南国警察署の表南国警察署所在地の項を次のように改める。

南国警察署所在地	南国市大桶乙799番1	南国市のうち 後免町一丁目 後免町二丁目 後免町三丁目 後免町四丁目 上野田下野田 西野田町一丁目 西野田町二丁目 西野田町三丁目 西野田町四丁目 大桶甲 大桶乙 野中幸町一丁目 幸町二丁目 幸町三丁目 東山町一丁目 東山町二丁目 東山町三丁目 元町一丁目 元町二丁目 元町三丁目 後免町 駅前町一丁目 駅前町二丁目 駅前町三丁目 駅前町四丁目 駅前町五丁目 東崎 小籠 小籠一丁目 小籠二丁
----------	-------------	---

目 日吉町一丁目 日吉町二丁目
日吉町三丁目 伊達野 明見 篠原
下末松 上末松 三島 陣山 西山 双葉台 比江 左右山 国分
廿枝 立田 田村甲 田村乙 物部
物部乙 堀ノ内 福船 金地 包
末 蔵福寺島 日章あけぼの
香南市赤岡町
香南市香我美町のうち
岸本 徳王子 上分
香南市野市町のうち
東野 中ノ村 土居 上岡 下井
本村 兎村 中山田 新宮 みど
り野一丁目 みどり野二丁目 みど
り野三丁目 みどり野四丁目 みど
り野東一丁目 みどり野東二丁目
みどり野東三丁目
香美市土佐山田町のうち
百石町一丁目 百石町二丁目 楠
目 旭町一丁目 旭町二丁目 旭町
三丁目 旭町四丁目 旭町五丁目
小田島 下ノ村 神通寺 京田 東
本町一丁目 東本町二丁目 東本町
三丁目 東本町四丁目 東本町五丁
目 宝町一丁目 宝町二丁目 宝町
三丁目 宝町四丁目 宝町五丁目
中野 岩次 松本 西本町一丁目
西本町二丁目 西本町三丁目 西本
町四丁目 西本町五丁目 秦山町一
丁目 秦山町二丁目 秦山町三丁目
栄町 土佐山田町1番地～2694番
地 岩積 山田 戸板島 宮前町
北本町一丁目 北本町二丁目 北本
町三丁目 北本町上一丁目 須江
植 上改田 久次

別表第2 の6 南国警察署の表南国警察署日章駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月19日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第3号

高知県警察組織規則の一部を改正する規則

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「災害対策課 機動隊」を「機動隊」に改める。

第20条第1項第13号中「第16条第3項の表16の項」を「第13条の2の規定の運用、手数料条例第16条第3項の表16の項」に、「及び」を「、特定小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習並びに」に改める。

第21条第1項に次の1号を加える。

(8) 手数料条例第13条の規定の運用に関すること。

第21条第2項中「交通反則通告センター（以下「通告センター」という。）」を「自転車等交通指導取締対策室及び交通反則通告センター」に改め、同条第3項中「通告センター」を「自転車等交通指導取締対策室及び交通反則通告センター」に改める。

第23条第1項第6号中「第16条及び第17条」を「第15条から第17条まで」に改める。

第26条第1項第3号中「（警備第二課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第27条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項に次の3号を加える。

(4) 災害警備に関すること。

(5) 緊急事態の初動措置に関すること。

(6) 雑踏警備に関すること。

第27条第2項及び第3項中「航空隊」を「航空隊及び災害対策室」に改める。

第27条の2を削る。

第38条第4号イ中「交通指導官」を「交通指導官、自転車等交通指導取締対策室長」に改め、同号エ中「及び講習指導官」を「、講習指導官及び聴聞員」に改め、同条第5号ア中「及び外事情報室長」を「、外事情報室長及び特別捜査班長」に改め、同号イ中「航空隊長、航空隊副隊長、警衛・警護対策官及び特別捜査班長」を「危機管理官、航空隊長、災害対策室長、航空隊副隊長及び警衛・警護対策官」に改め、同条第7号中「高知南署及び須崎署」を「高知南警察署」に改める。

第53条第1項中「少年補導官」を「少年補導官及びサポートセンター副所長」に改め、「サポートセンター副所長には警部又はこれに相当する一般職員を」を削る。

第61条第1項中「交通指導官」を「交通指導官、自転車等交通指導取締対策室長」に改め、同条第2項中「通告センター」を「交通反則通告センター」に改め、同条第3項中「交通指導取締り」を「交通指導取締り（自転車等（自転車その他の小型モビリティをいう。次項において同じ。）に係るものを除く。）」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第4項から第7項までを

- 1 項ずつ繰り下げ、同条第3項の次に次の1項を加える。
- 4 自転車等交通指導取締対策室長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、自転車等の交通指導取締りに関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。
- 第63条第1項中「、警視又は警部」を「警視又は警部を、聴聞員には警部補」に改め、同条に次の1項を加える。
- 5 聴聞員は、上司の命を受け、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- 第64条第1項中「警部」を「警部を、特別捜査班長には警部」に改め、同条に次の1項を加える。
- 5 特別捜査班長は、上司の命を受け、担当事務について課長を補佐し、部下職員を指揮監督する。
- 第65条第1項中「航空隊長には警視」を「危機管理官及び航空隊長には警視を、災害対策室長には警視又は警部」に改め、「及び特別捜査班長」を削り、同条中第5項を削り、第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同項の前に次の1項を加える。
- 4 災害対策室長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、災害対策に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。
- 第65条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
- 2 危機管理官は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、危機管理に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第4号

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年高知県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「及び警備第二課」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。